

証券コード 7480  
平成28年6月8日

株 主 各 位

東京都千代田区神田小川町一丁目2番地風雲堂ビル  
(登記上 東京都文京区湯島二丁目2番2号)  
**スズデン株式会社**  
代表取締役社長 酒井 篤史

## 第64回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第64回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席いただきたくご通知申し上げます。ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合には、書面または電磁的方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、次頁の方法により、**平成28年6月23日(木曜日)午後5時45分まで**に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月24日(金曜日) 午前10時(受付開始 午前9時)
2. 場 所 東京都文京区湯島1丁目7番5号  
ホテル東京ガーデンパレス 2階 高千穂の間  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 株主総会の目的である事項  
報告事項
  1. 第64期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第64期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) 計算書類の内容報告の件

## 決議事項

- 第1号議案** 定款一部変更の件
- 第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件
- 第3号議案** 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第4号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件  
および新たな報酬制度導入の件
- 第5号議案** 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第6号議案** 役員賞与支給の件

## 議決権行使のご案内



### ■書面（議決権行使書用紙）により議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、**平成28年6月23日（木曜日）午後5時45分までに**到着するようご返送ください。なお、議案につき賛否のご表示がない場合は、賛の表示があったものとして取り扱わせていただきます。



### ■電磁的方法（インターネット）により議決権を行使される場合

インターネットにより議決権行使サイト（<http://www.it-soukai.com/>）にアクセスしていただき、**平成28年6月23日（木曜日）午後5時45分までに**、議決権を行使ください。

詳細につきましては、後記（18頁から19頁まで）の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧いただきますようお願い申し上げます。

なお、インターネットと議決権行使書の双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。また、インターネットによって複数回、議決権を行使された場合は、最後に行なわれた議決権行使を有効とさせていただきます。

## お知らせ

- 1.代理人により議決権を行使される場合は、代理人は議決権を有する他の株主様1名とさせていただきます。その際、株主様ご本人の議決権行使書用紙とともに、代理権を証する書面を当日に会場受付にご提出ください。
- 2.定時株主総会招集ご通知に添付すべき事業報告、計算書類、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の監査報告書謄本は、別添の「第64期 報告書」に記載のとおりであります。ただし、以下の事項につきましては、法令および定款第15条の規定に基づき、当社ホームページ (<http://www.suzuden.co.jp/>) に掲載しておりますので、「第64期 報告書」には記載しておりません。
  - ①連結計算書類の連結注記表
  - ②計算書類の個別注記表なお、「第64期 報告書」に記載した連結計算書類および計算書類は、監査役および会計監査人が監査報告および会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。
- 3.株主総会参考書類等の記載事項について、修正すべき事項が生じた場合には、当社ホームページ (<http://www.suzuden.co.jp/>) にて、修正内容を開示いたします。

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

①取締役会の監督機能強化と透明性の高い経営、迅速な意思決定を実現するために取締役会に監査等委員会を置き、ガバナンス体制を一層充実させることを目的として監査等委員会設置会社へ移行するために、関連規定の変更をお願いするものがあります。

②併せて、株主総会の招集権者と議長の規定について、代表取締役を2名選任中の現状に即した変更をお願いするものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1.取締役会 2.監査役 3.監査役会 4.会計監査人</p> <p>第5条～第13条 (条文省略)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第14条 株主総会は、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>	<p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1.取締役会 2.監査等委員会 3.<u>会計監査人</u> (削除)</p> <p>第5条～第13条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第14条 株主総会は、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② <u>代表取締役</u>が複数の場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、先順位の代表取締役が株主総会を招集し、議長となる。<u>代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第15条～第17条 (条文省略)</p> <p>(議事録) 第18条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、議長ならびに出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>(取締役の員数) 第19条 当社の取締役は、<u>10名以内とする。</u> (新設)</p> <p>(取締役の選任方法) 第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② (条文省略) ③ (条文省略)</p> <p>(取締役の解任方法) 第21条 (条文省略)</p> <p>(取締役の任期) 第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第23条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。 ②取締役会の決議によって、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>第15条～第17条 (現行どおり)</p> <p>(議事録) 第18条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、議長ならびに出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>(取締役の員数) 第19条 当社の取締役は、<u>15名以内とする。</u> ②前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、<u>5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任方法) 第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役を区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>② (現行どおり) ③ (現行どおり)</p> <p>(取締役の解任方法) 第21条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期) 第22条 <u>監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> ②<u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> ③<u>任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第23条 取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役の中から、代表取締役を選定する。 ②取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集権者および議長)  第24条 (条文省略)  ② (条文省略)  (新設)</p> <p>(取締役会の招集通知)  第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。  ②取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法等)  第26条 (条文省略)  ②当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、<u>監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(取締役会の議事録)  第27条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名若しくは記名押印し、または電子署名を行う。  ② (条文省略)  (新設)</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)  第24条 (現行どおり)  ② (現行どおり)  ③<u>前二項にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集できる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)  第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。  ②取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法等)  第26条 (現行どおり)  ②当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができる者に限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会の議事録)  第27条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名若しくは記名押印し、または電子署名を行う。  ② (現行どおり)</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)  第28条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第28条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第30条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役および監査委員会</p> <p>(監査役の員数) 第31条 当会社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(監査役の選任方法) 第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 ②監査役の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期) 第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ②補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役) 第34条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知) 第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ②監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p>	<p>第29条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等) 第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、<u>監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の決議方法)  <u>第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役会の議事録)  <u>第37条 監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役会規程)  <u>第38条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の報酬等)  <u>第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の責任免除)  <u>第40条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>②当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第5章 監査等委員会</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会)  <u>第32条 監査等委員会は、監査等委員である取締役で組織する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>②監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	(監査等委員会の権限) 第33条 監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。
(新設)	(監査等委員会の招集通知) 第34条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
(新設)	②監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。
(新設)	(監査等委員会の決議の方法) 第35条 監査等委員会の決議は、議決に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
(新設)	(監査等委員会の議事録) 第36条 監査等委員会における議事の経過およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。
(新設)	(監査等委員会規程) 第37条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
第41条～第42条 (条文省略)	第38条～第39条 (現行どおり)
(会計監査人の報酬等) 第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	(会計監査人の報酬等) 第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第44条～第48条 (条文省略)	第41条～第45条 (現行どおり)

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件

本総会終結の時をもって取締役6名全員は任期満了となります。つきましては取締役（監査等委員である取締役を除く）6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	鈴木敏雄 昭和24年12月28日生 (再任)	昭和48年4月 立石電機株式会社（現オムロン株式会社）入社 昭和52年10月 鈴木電興株式会社（現スズデン株式会社）入社 昭和57年4月 同社取締役 昭和61年4月 同社代表取締役社長 平成3年4月 当社代表取締役社長 平成15年4月 当社執行役員社長 平成21年4月 当社代表取締役会長 平成24年10月 当社代表取締役会長兼社長 執行役員社長 平成27年6月 当社代表取締役会長（現任）	418,200株
2	酒井篤史 昭和48年5月5日生 (再任)	平成8年4月 スズデン株式会社入社 平成25年1月 当社iクリエイト部長 平成26年4月 当社執行役員 平成27年2月 当社常務執行役員 平成27年6月 当社代表取締役社長兼執行役員社長（現任）	15,400株
3	下城智 昭和35年1月27日生 (新任)	昭和59年3月 鈴木電興株式会社（現スズデン株式会社）入社 平成18年4月 当社南関東営業部長 平成22年4月 当社執行役員兼営業統括2部長 平成25年4月 当社北関東営業部長 平成27年4月 当社執行役員兼北関東営業部長兼広域営業部長 平成28年4月 当社常務執行役員兼広域営業部長（現任）	20,500株
4	小川幸二 昭和44年4月3日生 (再任)	平成5年4月 スズデン株式会社入社 平成23年4月 当社商品部長 平成25年10月 当社業務部長（現任） 平成26年4月 当社執行役員 平成27年4月 当社常務執行役員兼商品部長（現任） 平成27年6月 当社取締役（現任）	8,400株

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
5	かとう ゆうじ 加藤 雄二 昭和37年11月23日生 (新任)	昭和60年4月 株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行） 入行 平成19年4月 同行徳島支店長 平成25年11月 同行グループ人事部人材開発室長 平成27年4月 当社執行役員総務部長（現任）	1,000株
6	うめだ つねかず 梅田 常和 昭和20年8月22日生 (再任)	昭和45年4月 アーサーアンダーセンアンドカンパニー入 社 昭和49年3月 公認会計士登録 平成7年4月 公認会計士梅田会計事務所所長公認会計士 (現任) 平成7年6月 NKKスイッチズ株式会社（旧日本開閉器 工業株式会社）取締役副社長 平成11年1月 株式会社エイチ・アイ・エス社外監査役 平成12年6月 株式会社タカラトミー（旧株式会社トミー） 社外監査役（現任） 平成12年6月 株式会社ハーバー研究所社外監査役 平成19年6月 澤田ホールディングス株式会社社外監査役 (現任) 平成22年6月 当社社外取締役（現任） 平成27年6月 株式会社ハーバー研究所社外取締役監査等 委員（現任） 平成28年1月 株式会社エイチ・アイ・エス社外取締役監 査等委員（現任）	10,300株

- (注) 1. 現在当社の取締役である各候補者の当社における地位および担当は、別添の「第64期報告書」の「4.(1)取締役および監査役の氏名等」（12頁から13頁まで）に記載のとおりであります。
2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。また社外取締役候補者である梅田 常和氏が社外監査役である株式会社タカラトミーおよび澤田ホールディングス株式会社と社外取締役監査等委員である株式会社ハーバー研究所および株式会社エイチ・アイ・エスと当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 新任取締役に関する事項は次のとおりであります。
- ① 下城 智氏は、30年を超える豊富な営業経験、拠点マネジメント経験を当社の経営に活かしていただくため選任をお願いするものであります。
- ② 加藤 雄二氏は、前職からのコンプライアンス、営業、人事、総務の各分野でのマネジメント経験・知見を当社の経営に活かしていただくため選任をお願いするものであります。
4. 社外取締役に関する事項は次のとおりであります。
- ① 梅田 常和氏は社外取締役候補者であります。
- ② 同氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。同氏が社外取締役に再任され就任した場合には、同氏は引続き独立役員となる予定であります。
- ③ 同氏につきましては、上場企業経営経験者としての経験および公認会計士としての専門的見地・知識・経験を当社の経営にいかしていただくため、引続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

- ④同氏は、現在、社外取締役であります。社外取締役としての就任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
- ⑤当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、梅田 常和氏との間において責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、同氏が社外取締役に再任され就任した場合、本契約を継続する予定であります。

### 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

第1号議案の監査等委員会設置会社への移行に伴いまして、新たに、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。  
取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	梅野清光 昭和25年8月31日生 (新任)	昭和48年7月 鈴木電興株式会社(現スズデン株式会社)入社 平成8年10月 当社東関東営業部長 平成11年4月 当社中部営業部長 平成12年10月 当社西東京営業部長 平成16年4月 当社品質環境部長 平成25年6月 当社常勤監査役(現任)	5,000株
2	桃井邦義 昭和24年11月12日生 (新任)	昭和48年4月 株式会社第一勧業銀行(現株式会社みずほ銀行)入行 昭和51年11月 等松・青木監査法人(現有限責任監査法人トーマツ)入社 昭和56年3月 公認会計士登録 昭和58年8月 桃井公認会計士事務所所長公認会計士(現任) 昭和58年9月 税理士登録 平成17年6月 当社社外監査役(現任)	0株
3	日野実 昭和23年7月26日生 (新任)	平成11年7月 税務大学校研究部教授 平成13年9月 日野実税理士事務所所長税理士(現任) 平成15年6月 日本アンテナ株式会社監査役 平成17年9月 青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科客員教授 平成23年6月 当社社外監査役(現任) 平成24年6月 株式会社マツモトキヨシホールディングス社外監査役(現任)	0株

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
4	平 真 美 昭37年2月20日生 (新任)	昭和62年10月 サンワ・等松青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）入社 平成2年10月 早川善雄税理士事務所入所 平成3年9月 公認会計士登録 平成4年4月 税理士登録 平成14年10月 税理士法人早川・平会計公認会計士・税理士（現任） 平成23年5月 イオンモール株式会社社外監査役 平成26年5月 同社社外取締役（現任） 平成26年6月 当社社外監査役（現任） 平成28年3月 井関農機株式会社社外監査役（現任）	0株

- (注) 1. 現在当社の監査役である各候補者の当社における地位および担当は、別添の「第64期報告書」の「4.(1)取締役および監査役の氏名等」（12頁）に記載のとおりであります。
2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。また取締役候補者である日野 実氏が社外監査役である株式会社マツモトキヨシホールディングスと平 真美氏が社外取締役であるイオンモール株式会社および社外監査役である井関農機株式会社と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 社外取締役に関する事項は次のとおりであります。
- ① 桃井 邦義氏、日野 実氏および平 真美氏は社外取締役候補者であります。
  - ② 桃井 邦義氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。同氏が社外取締役に就任した場合には、同氏は引き続き独立役員となる予定であります。
  - ③ 平 真美氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員候補者であります。
  - ④ 桃井 邦義氏は公認会計士・税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
  - ⑤ 日野 実氏は税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
  - ⑥ 平 真美氏は公認会計士・税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
  - ⑦ 桃井 邦義氏、日野 実氏、平 真美氏の各氏が社外取締役に選任され就任した場合、当社は会社法第427条第1項の規定に基づき、各氏の間において責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額といたします。

#### 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件 および新たな報酬制度導入の件

##### 1. 提案の理由

当社の取締役の報酬額は、平成3年2月6日開催の臨時株主総会において総額年額400百万円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額を、下記2. および3. のとおり定めることとさせていただきたいと存じます。

具体的には、役員報酬制度の見直しを行い、下記3.の「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」（以下、「本制度」といいます。）を導入いたします。本制度は、下記3.に再度述べますが、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、当社の取締役（監査等委員である取締役と社外取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）および執行役員（以下、対象取締役および執行役員を総称して「対象役員」といいます。）に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式および当社株式を退任日時時点の時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度です。本制度の導入は、対象役員の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、対象役員が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とするものであります。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものいたします。

## 2. 取締役の報酬額

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額400百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）と定めることとさせていただきたいと存じます。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は6名（うち社外取締役1名）ですが、第1号議案「定款一部変更の件」および第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件」が原案どおり承認可決されまると、本項記載の報酬額に基づく報酬の支給対象となる取締役（監査等委員である取締役を除く）は6名（うち社外取締役1名）となります。

## 3. 本制度における報酬等の額および参考情報

### （1）本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、対象役員に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式等が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度です。なお、対象役員が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として対象役員の退任時とします。

本制度の詳細につきましては、本項および下記(2)から(10)の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

### （2）本制度の対象者

当社の取締役および執行役員といたします。（なお、監査等委員である取締役と社外取締役は本制度の対象外とします。）

なお、第1号議案「定款一部変更の件」および第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件」を原案どおりご承認いただきますと、対象取締役の員数は5名となります。

### （3）信託期間

平成28年8月31日（予定）から本信託が終了するまでといたします。（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

### （4）信託金額（報酬等の額）

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、下記（6）および（7）に従って当社株式等の給付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を拠出し、本信託を設定します。本信託は、下記（5）のとおり、当社が拠出する資金を原資として、当社株式を取得します。

具体的には、本議案をご承認いただいた場合、当社は、平成29年3月末日で終了する事業年度から平成33年3月末日で終了する事業年度までの5事業年度（以下、「当初対象期間」といいます。）に対応する必要資金として120百万円（うち対象取締役分として70百万円）を上限として金銭を拠出し、本信託を設定します。

なお、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は原則として5事業年度ごとに、以後の5事業年度（以下、「次期対象期間」といいます。）に関し、120百万円（うち対象取締役分として70百万円）を上限として、本信託に追加拠出することとします。ただし、係る追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする次期対象期間の開始直前日に信託財産内に残存する当社株式（対象役員に付与されたポイント数に相当する当社株式で、対象役員に対する当社株式等の給付が未了であるものを除きます。）および金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は次期対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、当社が次期対象期間において追加拠出することができる金額の上限は、120百万円（うち対象取締役分として70百万円）から残存株式等の金額（株式については、当該次期対象期間の開始直前日における時価相当額で金額換算します。）を控除した金額とします。

ご参考として、平成28年5月17日の終値954円での取得を前提とした場合、当初対象期間に関して当社が対象役員への交付を行うための株式の取得資金として拠出する資金の上限額120百万円を原資に取得する株式数は125,786株となります。

なお、本項記載の上記各上限による金銭の拠出は、上記2. の報酬額の内枠にて実施するものといたします。

### （5）当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、上記（4）により拠出された資金を原資として、株式市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施します。当初対象期間につきましては、本信託設定（平成28年8月31日（予定））後遅滞なく取得するものとし、詳細につきましては、決定次第、適時適切に開示いたします。

#### (6) 対象役員に給付される当社株式等の数の算定方法

対象役員には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき、当社の業績達成度等により定まる数のポイントが付与されます。

なお、対象役員に付与されるポイントは、下記(7)の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます(ただし、本議案をご承認いただいた後、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、換算比率について合理的な調整を行います)。

下記(7)の当社株式等の給付に当たり基準となる対象役員のポイント数は、退任時までに対象役員に対し付与されたポイントを合計した数(以下、「確定ポイント数」といいます。)で確定します。

#### (7) 当社株式等の給付時期

対象役員は、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、退任時に所定の受益者確定手続きを行うことにより、上記(6)で付与を受けた確定ポイント数に相当する当社株式について、本信託から給付を受けることができます。ただし、受益者要件に加えて役員株式給付規程に別途定める要件を満たす場合には、当該対象役員に付与されたポイント数の一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭の給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託より当社株式を売却する場合があります。

#### (8) 本信託内の株式に係る議決権

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。係る方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

#### (9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金は、その時点で在任する対象役員に対し、各々が保有するポイントの数に応じて、按分して給付されることとなります。

#### (10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。本信託終了時における本信託の残余財産のうち当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(9)により対象役員に交付される金銭を除いた残額が当社に交付されます。

## 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社の監査役の報酬額は、平成3年2月6日開催の臨時株主総会において総額年額30百万円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、現在の監査役の報酬枠を廃止し、監査等委員である取締役の報酬額を総額年間50百万円（うち、監査等委員である社外取締役分総額年額30百万円）と定めさせていただきたいと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものいたします。

現在の監査役は4名（うち社外監査役3名）ですが、第1号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本項記載の報酬額に基づく報酬の支給対象となる取締役（監査等委員である取締役）は4名（うち社外取締役3名）となります。

## 第6号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役5名（社外取締役を除く）に対し、当期の業績等を勘案して役員賞与総額51百万円を支給することといたしたいと存じます。

なお、各取締役に対する金額は、取締役会の協議にご一任させていただきたいと存じます。

以上

## 1. インターネットによる議決権行使について

- (1) 書面による議決権行使に代えて、当社指定の「議決権行使ウェブサイト」(下記URL)にて議決権を行使可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コードおよびパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従って入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

<http://www.it-soukai.com/>

- (2) 行使期限は平成28年6月23日(木曜日)午後5時45分までであり、同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- (4) パスワード(株主様に変更されたものを含みます。)は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (5) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。
- (ご注意)

- ・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを弊社よりお尋ねすることはありません。
- ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内にしたがって手続きください。
- ・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

## 2. ご利用環境

- (1) 画面の解像度が 横800×縦600ドット (SVGA) 以上であること。
- (2) 次のアプリケーションをインストールしていること。
  - ア. Microsoft® Internet Explorer Ver. 5.01 SP 2 以降
  - イ. Adobe® Acrobat® Reader™ Ver. 4.0 以降 または、Adobe® Reader® Ver.6.0以降

※Microsoft® およびInternet Explorerは米国Microsoft Corporationの米国およびその他の国における登録商標または商標です。

※ Adobe® Acrobat® Reader™、Adobe® Reader® は Adobe Systems Incorporated (アドビシステムズ社) の米国およびその他の国における登録商標または商標です。

※上記条件のアプリケーションをご利用いただいてもご利用のパソコンや、設定環境、インストールされている他のソフトウェアによって、当サイトをご利用いただけない場合もございますのであらかじめご了承ください。
- (3) Cookieの設定を有効にしていること。
- (4) インターネットをご利用いただくためにプロバイダーへの接続料金および通信事業者の通信料金 (電話料金) などが必要な場合がありますが、これらの料金は株主様のご負担となります。
- (5) 会社などからインターネットに接続する場合、ファイアーウォールなどの設定によりインターネット上での通信が制限される場合がありますので、システム管理者の方にご確認ください。
- (6) 行使された情報が改竄・盗聴されないよう暗号化 (SSL128bit) 技術を使用しておりますので、安心してご利用いただけます。

### お問い合わせ先について

#### みずほ信託銀行 証券代行部

- (1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先  
フリーダイヤル 0120-768-524 (平日 9:00~21:00)
- (2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先  
フリーダイヤル 0120-288-324 (平日 9:00~17:00)

# 株主総会会場ご案内図

東京都文京区湯島 1丁目7番5号

ホテル東京ガーデンパレス 2階 高千穂の間

電話 03 (3813) 6211 (代表)



交通

JR  
地下鉄

- 中央線・総武線御茶ノ水駅聖橋口より徒歩5分 ..... 人 .....>
- 丸ノ内線御茶ノ水駅より徒歩5分 ..... 人 .....>
- 千代田線新御茶ノ水駅聖橋方面出口より徒歩5分 ..... 人 .....>

会場